

行政事件訴訟法案提案理由説明

行政事件訴訟法案の提案理由をこ説明申し上げます。

ご承知のとおり、行政事件訴訟は、日本国憲法の施行に伴い、司法裁判所の管轄に属することになりましたため、取り敢えず応急措置を講ずるとともに、早急に所要の規定を設けることとなつて、昭和二十三年七月、現行の行政事件訴訟特例法が制定施行されるに至りました。しかしこの特例法も、何分そうそうの際に制定されました法律でありますので、各般の事項にわたり十分に検討を加える余裕もなく、そのため、解釈上幾多の疑義を残すとともに、各種の行政法規との関連につきましても現在不統一多岐にわたつておりまして、その結果、その後の運用の面におきましても、幾多の困難な問題に逢着いたし、国民の権利の伸長および行政の運営に少なからざる支障を来している次第であります。

よつて、この際、行政事件訴訟に關する法令全般にわたり再検討を加え、従来の欠陥、疑義をてきるだけ除去した一般法を制定する

必要か痛感せられるわけでありまして、そのため昭和三十年三月、法務大臣より法制審議会に諮問を発し、爾来同審議会において慎重審議のうえ、昨年五月ようやくその改正要綱を答申するに至りました。この答申は先に述べました現行法令の改正を必要とする諸要請を十分に満たしたもので、現在としては最も妥当な案と考えられますので、これを速かに実施する必要があると存するのであります。

次に、この法律案の主な要点を申し上げます。

第一に、現行法と異なり、訴訟の種類を類型化し、これに適用される法規を明確にいたしております。すなわち、行政事件訴訟を抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟の四種類に分け、さらに抗告訴訟の態様として、処分の取消しの訴え、裁決の取消しの訴え、無効等確認の訴え、不作為の違法確認の訴えを例示して、それぞれについて定義規定を設けるとともに、適用若しくは準用する規定の範囲を明らかにし、これによつて現行法上生ずる解釈上の疑義を取

り除いたのであります。

第二に、国民の権利救済の面より従来とかくの批判があつた訴訟前置主義を原則として廃止することとしております。また、訴訟を前置する必要のある行政処分も少くないことは否定できませんので、そのような行政処分については個々の的にそれぞれの特別法で所定の規定を置くことといたしました。

第三に、現行の専属管轄の制度を廃止するとともに、一般管轄のほか特別管轄を認めることといたしております。これは管轄裁判所の範囲を拡げ、国民の権利救済の便宜を図るためのものであります。

第四に、訴えの提起があつた場合における行政処分についての執行停止の制度を整備することといたしております。また、現行の執行停止に対する内閣総理大臣の異議の制度につきましては、これによつて国民の権利の救済が不当に阻害されることのないよう、その

2

政治的責任を明らかにするための規定を設けることといたしました。

第五に、行政処分の取消しの判決は、公法上の法秩序安定のため第三者に対してもその効力か及ぶものとするともに、これと関連して、現行の訴訟参加の制度を改め、また、第三者保護のために再審の訴えを認めることといたしております。

第六に、行政処分が無効等確認の訴えは、現在の法律関係に関する訴えによつては目的を達することができない場合に限つて許されることを明らかにするとともに、これと関連して、行政処分の効力等を争点とする私法上の法律関係に関する民事訴訟についても所定の規定を設けることとしております。

右のほか、出訴期間、当事者資格、関連請求の併合、処分の取消しの訴えと裁決の取消しの訴えとの関係、事情判決その他各般の事項にわたつて、現行法の規定を改正し、あるいは新たに規定を設けることといたしております。これらもすへて前同様に現行法の欠陥

を是正し また解釈上の疑義を除去するため所要の措置であります。

なお、この法律案による改正に伴い 他の多数の法律における訴訟に関する規定を整備する必要もあるわけにありますか これに関する法律案は 本法案とは別企に後刻提出いたす所存であります。以上をもつて 本法案の提出理由の説明をおわります。何卒慎重ご審議の上速やかに可決されますようお願い申し上げます。